修善寺町外3町合併協議会　　協議事項調整内容

修善寺町外3町合併協議会

協議項目	合併の方式	協議細目	
調整の方針	修善寺町、土肥町、天城湯ヶ島町、中伊豆町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設（対等）合併とする。		

項　　目			新設（対等）合併
合併方式の定義			２以上の市町村の区域の全部もしくは一部をもって市町村を置くことで、市町村の数の減少を伴うもの。
新自治体の法人格			合併関係市町村（合併前の市町村）の法人格はすべて同時に消滅し、新しい市町村の法人格が発生する。
新自治体の名称			新たに制定する。
新しい自治体の位置			新たに制定する。
現町村長の身分			合併関係市町村全ての法人格が消滅することに伴い、すべての首長がその身分を失う。
議会議員の身分	原則		消滅する合併関係市町村の議会の議員は失職する。
	特例		次のいずれかによることができる。
		定数	①設置選挙において､新設合併の特例定数（法定数の２倍まで）とする。
		在任	②合併関係市町村の議会の議員で、合併市町村の議会の議員での被選挙権を有することとなる者は最長２年間在任する。
農業委員の身分	原則		消滅する合併関係市町村の委員（選挙による委員、選任による委員）は全て失職する。
	特例		合併関係市町村委員（選挙）のうち合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は１０～８０人の範囲で、１年以内の間、在任できる。
その他特別職の身分			市町村の法人格の消滅によりその身分を失う。
			※行政委員会の委員のうち下記については、新首長の就任を待たず、正規の手続きによる委員が選任されるまでの間の委員を定める特別選任手続きが定められている。
			○教育委員会
			○選挙管理委員会
			○固定資産評価審査委員会
一般職の身分			市町村の法人格の消滅によりその身分を失うこととなるが、合併特例法の規定により、新しい市町村に身分が引き継がれる。
条例・規則等			消滅する合併関係市町村の条例・規則等は全て失効する。（新たに制定する。）
※農業委員会の委員については、この他合併市町村の区域を分けて２以上の農業委員会を置くことができる。			